

人委給第117号

令和元年10月9日

千葉県議会議長 阿井伸也様

千葉県知事 鈴木栄治様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡靖彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
9	高齢層職員の給与	8
10	給与改定実施の要請	8

別紙第2	勧告	11
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	人材の確保及び育成	49
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
2	能力・実績に基づく人事管理	51
3	勤務環境の整備	51
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 仕事と家庭の両立支援等の推進	
	(4) 障害のある職員に対する配慮	
	(5) ハラスメント防止対策	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	55
5	会計年度任用職員制度への対応	56
6	コンプライアンスの徹底	56